

特講セ発第 33 号
令和 3 年 6 月 8 日

都道府県警備業協会長 殿

一般社団法人
警備員特別講習事業センター
理事長 藤本 哲哉

2 級異種別合同開催方式の追加について

謹啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、特別講習事業の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、見出しの件につきまして、「新たな組合せによる 2 級異種別合同開催の検討に係る規模感調査について」（令和 2 年 11 月 2 日付特講セ発第 66 号）を発出し、その中でアンケートへのご協力をお願いしたところでございます。その結果に基づき 2 級異種別合同開催方式の追加について検討を進めて参りましたが、令和 3 年 6 月 4 日第 1 回理事会で全会一致にてご承認いただきましたので、組合せの追加について下記のとおりお示いたします。

特別講習の催行人数の撤廃や更なる緩和を求める声を多く頂戴しているところでございますが、事業センターは受講料収入のみで運営しており、特別講習を全国で開催するためには一定の催行基準が必要です。事業センターを取り巻く環境を勘案しつつ、より一層の経費削減、内部規程の改正などにより、県協会と受講者の利便性の向上を図るべく、ご意見を頂戴しながら新たな枠組みについて検討を進めて参りますので、今後ともご支援、ご協力を賜りますよう宜しくお願いいたします。

謹白

記

1 追加する組合せ

- (1) 施設警備業 2 級と雑踏警備業務 2 級の組合せ
- (2) 貴重品運搬警備業務 2 級と雑踏警備業務 2 級の組合せ

※施設と交通、貴重品と交通の組合せは、希望県が少なく、それにより資機材費に転嫁されるおそれがあるため、今次は見送ります。

2 適用開始日

令和 3 年 7 月 1 日から適用開始。なお、6 月 26 日（土）～27 日（日）佐賀県において施設と雑踏の新異種別合同開催を事業センター職員立会いのもと先行実施いたします。

また、7 月から 9 月までの講習計画を頂いておりますが、組合せの追加または変

更があれば書面にてお知らせください。

3 実施条件

(1) 催行人数は、両組合せ共に 40 名以上 80 名以下とし、種別の人数配分は任意とします。

(2) 資機材

ア 雨具は、貴重品及び雑踏には送付しますが、施設分は送付しません。

イ 電話デモキット数は、人数の多い種別で算出し共用とします。

ウ 巻ダンボールは、総数 40 名未満は 2 巻、40 名以上から 4 巻送付します。

エ スーパーメガホンは、原則として単独種別 40 名以上から送付します。

オ 消耗品一式は、共用とします。

4 注意点

(1) 受講者のゼッケンは、種別により色分けし着用させること。

(2) 共通実技科目の負傷者の搬送要領は、合同での訓練を認めますが、実技試験については一つの採点表に両種別のゼッケン番号が入り乱れると採点集計ができないため、原則として認めません。ただし、種別ごとにコースは分けるなど混在しない方法であれば合同の実技試験を認めますので、その方法についてお知らせください。

5 担当資機材業者

日本通運株式会社（両種別ともに日通が混載で輸送します）

6 事業センター担当職員

施設と雑踏、貴重品と雑踏の異種別合同開催は、遠藤が担当します。実施計画書等は種別にかかわらず遠藤に送信願います。なお、異種別合同開催の担当者を改めてお知らせします。

(1) 遠藤

施設と貴重品、施設と雑踏、貴重品と雑踏の組合せ

(2) 大沼

交通と雑踏の組合せ

7 委託料

従来どおりの支払い基準となります。

以上

本件問合せ先

事務局 山崎 克憲

電話 03-5321-7655

e-mail k-yamazaki@csst.jp